

生駒市における入札制度改革及び品質確保について

本市では、平成 18 年度から行財政改革の一環として、入札の競争性、公平性、透明性、公正性の確保を目指し改革に取り組んでおります。

- ①**健全な競争性**・・・良い仕事をより安く行うことのできる業者が公共工事等を受注できるという健全な競争のあり方（工事等の品質確保が担保できる範囲の落札価格が必要）。
- ②**公平性**・・・良い仕事を行うことのできる業者が正当な入札機会を与えられ、実際に落札することができる。
- ③**透明性**・・・市民の目から税金の使われ方やその手続きが明瞭に見ることができる。明確で合理的な根拠に基づいて業者選定が行われている。
- ④**公正性**・・・官製談合等によって、市民の税金が特定の政治家や職員、業者のために使われることがないこと（法令遵守）。

	競争性・透明性・公平性・公正性の確保	品質の確保その他
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●H18 年度指名方針を策定(6 月) ●市内土木工事業者の格付基準を策定・公表(6 月) ●市内業者に加え市外業者も追加指名(12 月) ●現場説明会の廃止(12 月) ●指名業者名・数の事前公表廃止(12 月) ●ホームページにおいて入札関連情報の公開(12 月) ●事後審査型条件付一般競争入札の試行(2 月) ●入札傍聴制度の試行(2 月、以下同じ) ●庁舎 1 階に入札掲示板の設置 ●建設工事登録業種の変更(28 業種→35 業種) ●建設工事登録業種数の変更(1 者 1 業種→1 者 2 業種、ただし市内本店業者は 3 業種) 	<p>※6 月改革開始</p> <p>○10 月 入札執行等調査委員会提言（生駒市の入札改革・改善に関する提言）</p> <p>○H19.2 行政改革推進委員会（入札制度検討部会）提言（生駒市の入札制度に対する提言）</p>
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●事後審査形条件付一般競争入札の実施（土木一式、造園工事、予定価格 3000 万円以上の工事等 6 月） ●市内土木工事業者の格付基準を変更（5 ランク制→2 ランク制）(6 月) ●入札監視委員会の設置(10 月) ●入札・契約制度にかかる苦情処理制度の創設(1 月) ●電子入札の実証実験(3 月) ○H20.3 生駒市随意契約適正化検討委員会提言（生駒市の随意契約のあり方に関する提言） 	<ul style="list-style-type: none"> ●変動型最低制限価格の導入（建設工事及び測量・建設コンサルタント）(5 月) ●事後審査による施工体制の適正化（配置技術者・現場代理人等の雇用確認）(6 月) ●工事成績評定の公表・通知（窓口及び HP）(6 月) ●総合評価落札方式（簡易型）の試行(11 月) ●建設工事における抜打ち点検の実施(1 月)
平成 20 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●工事発注見通しの一括公表(4 月) ●事後審査型条件付一般競争入札の範囲拡大（件数比で約 90%実施予定）土木、造園 + 建築、舗装、建コン(5 月) ●談合に対する違約金（20%）を建設工事系全契約に拡大(5 月) ●ホームページからの設計図書（PDF データ）ダウンロードの実施(5 月) ●合併入札の試行（上水道+下水道）(8 月) ●電子入札の試行導入（9 月）市内土木 A ●随意契約ガイドラインの作成（1 月） ●指名停止要領の改正（談合等不正行為 2 倍に引上げ、上限 36 ヶ月）(1 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低制限価格の引上げ（土木系工事のみ）(5 月) ●工事成績評定の活用（格付反映・指名停止措置、表彰等）(5 月) ●総合評価（簡易型・特別簡易型）の試行(10 月)
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●事後審査型条件付一般競争入札の原則化(6 月) ●電子入札の適用範囲拡大（建築、舗装 A、造園、建コン）(9 月) ●物品購入等の競争入札に関する入札結果の公表(6 月) ●一般競争入札の参加資格審査の厳格化（談合後） ●最低制限価格制度の見直し（建設工事）(12 月) （気象情報を利用した変動型+0.99%～-1.8%） 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価落札方式における低入札価格調査制度の試行(6 月) ●最低制限価格の見直し（建設工事、設計・コンサル業務等）(6 月) ●前払金の上限額の見直し（40%）(6 月)

平成 22年度	<ul style="list-style-type: none"> ●水道局（上水道部門）の入札・検査事務統合（4月） ●建設工事入札等心得書の改正（入札書と内訳書の金額相違を失格）（6月） ●電子入札の適用範囲の拡大（土木B、建築D、舗装B、電気、管、管更生、公園設備、建築設計）（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●事後審査時の詳細内訳書の提出（抽出案件）（10月）
平成 23年度	<ul style="list-style-type: none"> ●プロポーザル方式の実施に関するガイドラインの策定（6月） ●土地鑑定評価依頼要領の制定（6月） ●随意契約ガイドラインの改正（7月） ●物品・委託契約入札等心得書の制定（一般競争入札、最低制限価格等対応）（7月） ●電子入札の原則化（全工事系を電子に）（9月） ●測量・建設コンサルタント等登録業種数の変更（1者1業種→1者2業種） 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計業務等検査要領の制定（契約検査課での検査実施）（6月） <p>○10月 生駒市入札監視委員会報告書</p>
平成 24年度	<ul style="list-style-type: none"> ●生駒市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱の制定（4月） ●予定価格等の事後公表の試行（6月） <p>●入札監視委員会条例（10月9日）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●入札ボンド制度の試行導入（4月） ●中間前払制度の導入（前払い（40%）を受けた工事の中間に20%の中間前払い）（4月） ●設計業務等成績評定要領の制定（6月）
平成 25年度	<ul style="list-style-type: none"> ●前払い上限撤廃（4月） ●予定価格等の事後公表の試行継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●設計業務等最低制限価格制度試行要領を廃止（6月） ●設計業務等成績評定結果の活用（入札参加停止措置、表彰等）（7月）
平成 26年度	<ul style="list-style-type: none"> ●入札情報公開システム稼動（4月） ●最低制限価格を変動型から固定型に（6月） ●予定価格等の事後公表の試行継続 	<ul style="list-style-type: none"> ●総合評価実施ガイドライン策定（6月） ●事後審査方法見直し（完全事後審査へ）（1月）
平成 27年度	<ul style="list-style-type: none"> ●予定価格等の事後公表の試行継続 ●入札公告日を2回/月（1日・15日）から3回/月（5日・15日・25日）に増（10月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●建築設計・建コンにおける格付及び地域要件の廃止（5月）
平成 28年度	<ul style="list-style-type: none"> ●市内土木工事及び建築一式工事における発注標準の変更（5月） ●建設工事における新規参入等企業に対する措置（施工実績を求めない案件を予定価格500万円未満から1,000万円未満に拡大）（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内土木工事、舗装工事及び造園工事における地域要件の変更（市内本・支店→市内本店）（5月）
平成 29年度	<ul style="list-style-type: none"> ●格付再審査の申出の開始（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低制限価格の引き上げ（建設工事全工種）（5月）
平成 30年度	<ul style="list-style-type: none"> ●市内土木工事における発注標準の変更（A級のただし書の予定価格を4,500万円から6,000万円以上に引上げ）（5月） 	
令和 2年度		<ul style="list-style-type: none"> ●前払金取扱要領制定（建設工事の設計、調査、測量業務に前払金を適用30%）（6月）
令和 3年度	<ul style="list-style-type: none"> ●建築工事における発注標準の変更（D級が入札参加できる工事の予定価格を4,500万円から7,500万円以上に引上げ）及び発注工種の変更（「管工事」⇒「水道施設工事」）（5月） ●電子入札の適用範囲の拡大（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント）（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●電子契約の導入（2月）
令和 4年度	<ul style="list-style-type: none"> ●随意契約ガイドラインの改正（1月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●水道施設工事の発注標準の変更（市内支店業者の同時受注件数を2件に制限）（5月）
令和 5年度	<ul style="list-style-type: none"> ●電気工事における地域要件の変更（市内本・支店→市内本・支店又は県内本店）（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●最低制限価格の引き上げ（建設工事全工種）（4月）
令和 6年度	<ul style="list-style-type: none"> ●舗装工事における発注標準の変更（B級が入札参加できる工事の予定価格を3,000万円未満から4,500万円未満に引上げ）（4月） ●建築設計、建設コンサルタント業務における発注基準の変更（4月） 	<ul style="list-style-type: none"> ●測量・建設コンサルタント等業務の最低制限価格の導入（4月）

令和 7年度	●現場代理人の常駐義務の緩和（1件4,000万円未満） （建築一式工事8,000万円未満）の生駒市発注工事の兼務 を2件までに（4月）	●最低制限価格の引き上げ（建設工事全工 種）（4月）
-----------	---	-------------------------------